発電制約量売買方式の具体的な運用について

2018年6月21日

地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会事務局 電力広域的運営推進機関



余白

- 前回までの検討会において、コネクト&マネージを見据え、一般送配電事業者調整方式の導入(本運用)までの間は、当該作業停止系統内の定格容量比率按分を基準値とし、発電制約量売買方式による事業者間調整(暫定運用)を行うこととした。
- 今回は、発電制約量売買方式の詳細事項を反映した「作業停止計画調整マニュアル (案)」を作成したので、そのポイントについてご議論いただきたい。

目次

- 1. 発電制約量売買方式に関する主なご意見
- 2. 暫定運用における発電制約を伴う作業停止調整の考え方

本日議論

- 3. 発電制約対象設備の選定等
- 4. 事業者間調整のあり方・調整時期
- 5. 広域機関の監視・再調整
- 6. 発電制約量売買契約に関する事業者間の紛争解決
- 7. 今後のスケジュール



【発電制約対象設備について】

- 発電制約対象設備の選定について、誰がどのように決めるのか。
- 社会的影響が大きい発電機として対象外とするのは原則としてないということなので、これで指定されたものについては全件報告してもらうというのは可能か。
- 対象外設備については、現時点である程度はっきりするものを明示的に**納得性のある形で一旦リストアップ** して、その上でさらに例外的なものがあればその都度検討するのだと思う。
- 事前に何が対象なのか示すことが難しい場合には、事後的に何かしら公表するようにして公平性・透明性を確保する仕組みをぜひ考えていただきたい。
- 長期停止や老朽火力を対象とするのかしないのか。
- 点検の同調が過剰なインセンティブや、不利益にならないようなルールを望む。
- 元々の立て付けは、作業停止の計画が早いタイミングで出て、それに合わせて発電所の補填ができる。 これが実現して初めてインセンティブに意味がある。

【マニュアル、監視など】

- マニュアルについては、**この検討会で事前にチェックを行い、その後パブコメに出すというような行程**を踏んでいただきたい。また、**監視の在り方などの実際の運用のところもしっかり反映**させてほしい。
- 監視は、でき上がった価格だけではなく、どのようなオファーがあったか、売りと買いのスプレッドが十分小さいかを見て欲しい。
- 不当な価格を提示するような場合については、**電気事業法や独占禁止法など広域機関のルールにとどまら**ない対応もあり得る。
- **調整時期については翌年度分の年間計画がベース**になると考える。
- 決まったことに従わなかった場合などの担保についてもあわせて検討いただければと思う。

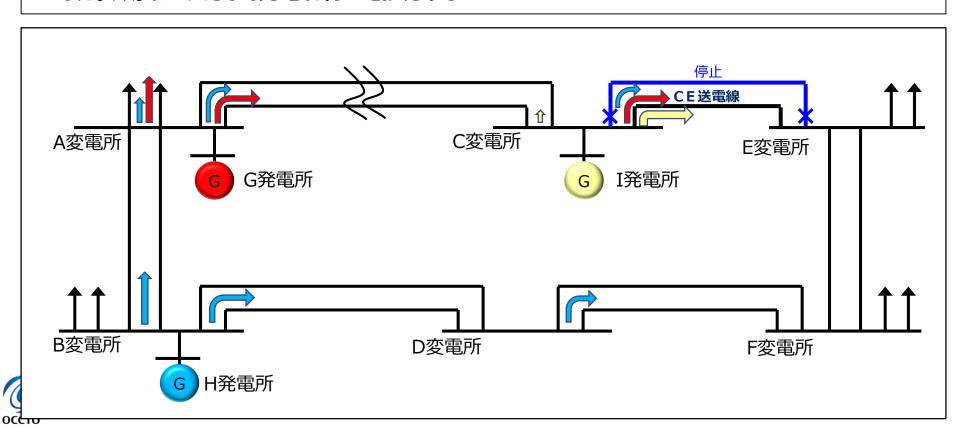
- 一般送配電事業者は、広域連系系統の蓋然性の高い第3年度目の作業停止計画(発電制約が発生する作業停止期間が30日程度以上のものや、複数事業者間の調整が難航する懸念があるものなど。流通作業の候補時期が複数ある場合は幅広に策定する。)を発電計画提出者と共有する。これにより、流通設備の作業停止計画に発電設備の作業を同調するよう促す。
- 年間計画(翌々年度分)において、流通設備と発電設備の作業停止計画案が提出されることから、 一般送配電事業者は送配電等業務指針第244条を考慮しても流通設備の作業候補時期が複数ある場合は、八号「発電の抑制若しくは停止の回避」に準じて、流通設備と発電設備の作業を同調させ、 発電制約の総量の最小化を考慮のうえ調整する。
- やむをえず、発電制約が発生した場合は、「同調停止した発電設備を含めた発電制約量を定格容量比率按分したもの(基準値)」を各事業者の制約量とする。(作業同調インセンティブになる)他方、作業同調により発電制約が発生しない場合においては、「基準値」を制約量とし発電制約売買方式を可能とする考え方もあるものの、それにより「不要な発電制約量の割当て」や「大規模電源に流通設備の作業を同調することで、実質的に小規模電源への発電制約量の割当て」を行うことになるため、「基準値」を制約量にせず、発電制約量売買方式には移行しないものとする。
- 発電計画提出者から発電制約量に対して調整希望があれば、発電制約量売買方式による事業者間調整を行う。 その結果、発電制約量の再調整も不調となった場合は、定格容量比率按分による発電制約量(基準値)を当該発電計画提出者間の発電制約量として決定する。
- また、定格容量比率按分の実施が困難となる「発電抑制の効果が電源によって異なるループ系統や 故障電流対策」、「電圧調整に必要で最低出力以下にできない電源」のような特殊な場合には、一般送 配電事業者が送配電等業務指針244条に基づき調整し、その内容を広域機関が行う作業停止計画の 最終案の承認をもって決定する。(シート7~8)

(作業停止計画の調整における考慮事項)

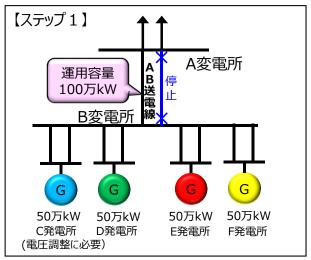
第244条 本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項(一般送配電事業者が行う調整においては第11号を除く。)を考慮の上、行う。但し、第1号から第6号に掲げる事項を重視及び優先するものとする。

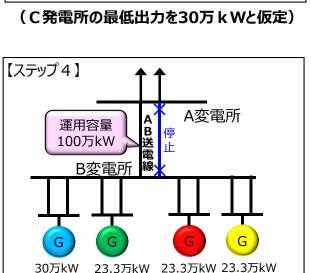
- ー 公衆安全の確保
- 二 作業員の安全確保
- 三 電力設備の保全
- 四 作業停止期間中の供給信頼度
- 五 作業停止期間中の調整力
- 六 作業停止期間中の一般送配電事業者の供給区域の供給力
- 七 需要の抑制又は停止を伴う作業停止計画における需要家の操業計画
- 八 発電の抑制若しくは停止又は市場分断の回避
- 九 作業停止期間の短縮及び作業の効率化
- 十 電気供給事業者間の公平性の確保
- 十一 複数の連系線の同時期の停止の回避
- 2 本機関又は一般送配電事業者が、作業停止計画の調整を行うにあたっては、発電機の出力の増加 又は抑制によって流通設備(但し、連系線は除く。)に流れる潮流調整を行う必要が生じた場合には、 **潮流調整の効果及び発電契約者間の公平性を考慮の上、発電機の出力の増加又は抑制の対象と** なる発電契約者を選定しなければならない。

- G発電所及びH発電所は、I発電所に比べCE送電線からの電気的な距離が遠いため、CE送電線に与える潮流調整の効果が低い。
- このため、定格容量比率按分すると、
 - · G、H発電所は、CE送電線に流れない発電部分も制約を受け、過剰に抑制される
 - ・ 効果が異なるため、発電制約量を公平に売買できないことになる。
- よって、こうしたループ系統については、効果の高い発電所の作業停止に流通設備の作業停止を同調したり、効果量に応じて発電制約量を按分する



マストラン電源であるC発電所の発電制約量が最低出力制約を超えると、定格容量比率按分が 困難となる。





E発電所

F発電所

【ステップ2】 運用容量 B送電線 100万kW 定格容量 B変電所 比率按分 G G 25万kW



25万kW

(電圧調整に必要)

C発電所

25万kW

D発電所

C発電所は最低出力が30万kW であるため、+5万kWする

G

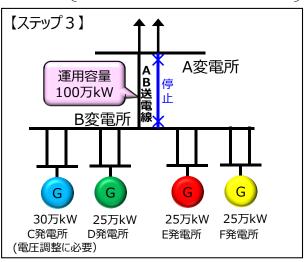
E発電所

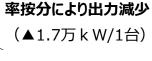
G

25万kW

F発電所

A変電所





C発電所の増加出力分

+5万kWを残りの3つ の発電機で定格容量比



(電圧調整に必要) Transmission Operators, JAPAN

C発電所

D発電所

(1)対象外設備の考え方

- ① 長期固定電源は、出力制御に当たって、設計・運用等の技術的課題や規制上の制約等があるという特徴を有しており、「確実に発電し続けることを担保することが必要」と整理されている。
- ② 他方、精算方法が確立していない**暫定運用において、出力制御に制約がある長期固定電源を制約対 象とした場合、「制約量の事業者間調整が不調となれば停止せざるを得なくなる」といったリスクがある。**
- ③ このため、長期固定電源に定格容量比率按分した発電制約量を他の電源に振り分けできないなど、出力制御に制約がある長期固定電源を抑制せざるを得なくなる場合には対象外とする。ただし、流通設備の作業は長期固定電源の作業停止に同調することを基本として調整し、対象外設備は「抑制の対象にしない」極めて例外的なものであるため、「抑制を回避するための費用負担がない」代わりに「作業同調する対価もない(発電制約量を売買できない)」ものとする。(シート11・12参照)
- ④ また、今後検討を進める一般送配電事業者調整方式(本運用)では、「運用」と「費用負担」を区分して、費用負担の精算方法が確立することから、本運用の検討においては「対象外設備を再度整理」する。ただし、①のとおり「長期固定電源については、設計・運用等の技術的課題や規制上の制約等が存続する限り、「運用」においては、確実に発電し続けることを担保することが必要」である。
- ⑤ なお、長期固定電源以外に**対象外設備とするべきものがあれば、その都度検討し、当検討会に報告の** 上マニュアルに反映する。

Ⅲ. 検討結果

地域間連系線利用ルール等に関する検討会 平成28年度中間取りまとめ資料より抜粋

29

- 5. 長期固定電源の取扱いの方向性等
- 1)現行の送配電等業務指針において、「長期固定電源」は、「原子力、水力(揚水式を除く。)又は地 熱電源」と観念されている。
- 2) これらの電源は、出力制御に当たって、設計・運用等の技術的課題や、規制上の制約等があるという特徴を有している。
- 3)このため、長期固定電源については、たとえ経済的な便益があったとしても、これらの電源の出力を 抑制し、又は他の電源に差し替えるといった行動をとることが困難。
- 4)このため、長期固定電源については、設計・運用等の技術的課題や規制上の制約等が存続する限り、確実に発電し続けることを担保することが必要。
- 1)長期固定電源は、スポット市場において、成行価格での約定を可能とする仕組み(※1)を設ける。 【JEPX側で規定】
- 2)市場約定後、故障等によって運用容量が減少する場合、長期固定電源を含むバランシンググループ(BG)が同時同量を達成することができない場合であっても、余剰インバランスの発生を許容するものとする。【広域機関側で規定(※2)】
- 3)上記1)2)の仕組みを設けることを前提に、長期固定電源は、間接オークションの下で取り扱うものとする。
- 4)なお、連系線の中には、特定の電源の出力を直ちに制限する装置を電源側に設置して運転を行う ことを前提に、運用容量が設定されているものがあるため、これらの電源についても、当面の間、長 期固定電源と同様の扱いとする。

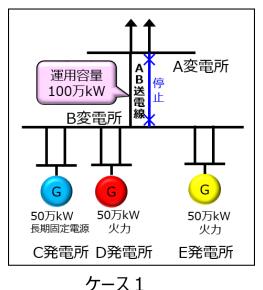


(※1)他電源(送配電事業者により市場に投入されるFIT電源等を含む)よりも優先的に約定できる仕組み

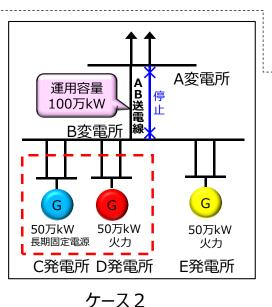
(※2)託送約款上は、通常の余剰インバランスの引き取りとして処理されることとなる。また、エリア全体の電力が余剰となる場合は、「優先給電ルール」に基づき抑制する。

3. 発電制約対象設備の選定等

【長期固定電源のある作業系統における定格容量比率按分の考え方】







〔ケース1:長期固定電源とその他の電源が別事業者のものであり振り分け不可〕

①長期固定電源と流通設備を同調停止

	種別	作業	定格容量	制約量	考え方		
C発電所	長期固定電源	同調	-	-	7. 		
D発電所	火力	- 5 0 万kW		-	発電制約が発生しないため、 制約量は配分しない		
E発電所	火力	-	5 0 万kW	_			

②同調停止なし(発電制約が発生)

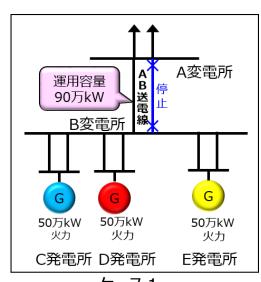
	種別	作業	定格容量	制約量	考え方
C発電所	長期固定電源	I	5 0 万kW	0	長期固定電源を対象外として
D発電所	火力	火力 –		▲ 2 5万kW	定格容量比率按分する
E発電所	火力	_	5 0 万kW	▲ 2 5万kW	【対象外設備の扱い】

〔ケース2:長期固定電源と火力(D発電所)が同一事業者のものであり振り分け可能〕

○同調停止なし(発電制約が発生)

	種別	作業	定格容量	制約量	考え方
C発電所	長期固定電源	1	5 0 万kW	▲ 2 4 - LAM	長期固定電源分を火力Dに
D発電所	火力	ı	5 0 万kW	▲ 3 4 万kW	振り分けることが可能なため、
E発電所	火力	_	5 0 万kW	▲17万kW	全体で定格容量比率按分※

※ 火力 D に長期固定電源分を振り分けることができない場合は、長期固定電源を対象外 としてその超過分をE発電所に振り分ける。【対象外設備の扱い】



【ケース1: C発電所が火力で同調した場合】

	種別	作業	定格容量	制約量	考え方
C発電所	火力	同調	-	▲ 2 0 万kW	C発電所は、作業停止電源の
D発電所	火力	_	5 0 万kW	▲ 2 0 万kW	抑制量として30万kWを売買 可能。
E発電所	火力	_	5 0万kW	▲ 2 0 万kW	(制約量は定格容量比率按分)

制約量 ▲20万kW = (150-90)×50/150

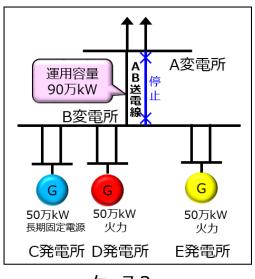
ケース1

【ケース2: C発電所が長期固定電源で同調した場合】

	種別	作業	定格容量	制約量	考え方
C発電所	長期固定電源	同調	_	_	C発電所は作業同調電源を抑
D発電所	火力	ı	5 0 万kW	▲ 5万kW	制量として売買できない。 (制約量は長期固定電源の
E発電所	火力	_	5 0 万kW	▲ 5万kW	停止分を差し引いて按分)

制約量 ▲ 5万 k W = (150-90-**50**)×50/(150-**50**) ※ 同調停止した長期固定電源の50万 k Wを制約量から差し引く

長期固定電源(C発電所)を同調停止すると、D発電所、E発電所は制約量を少なくできる。



ケース2

(2)公平性・透明性の確保

- 発電制約対象設備は、対象外を含め、広域機関が行う年間・月間の各断面における作業停止計画の 最終案の承認をもって決定する。また、計画外作業時は、計画外作業の承認をもって決定する。
- 対象外設備は、極めて例外的な措置のため、**対象外設備の扱いをした発電機は当検討会に報告するとともに、発電制約の対象となる事業者間において情報共有する**。

(3) 老朽発電機などの休止中電源の取扱い

■ 「供給計画において休止または長期停止」としており、「発電計画がゼロ」の発電機は、発電制約(定格容量比率按分)の対象外とする。(常時停止分を抑制量としてカウントしない。)

(4)決まったことに従わなかった場合などの担保

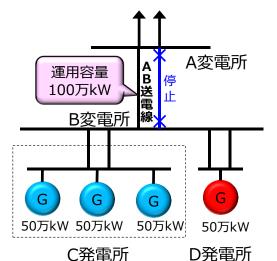
■ 作業停止計画の調整において、**業務規程・送配電等業務指針の内容に照らして不適切と認められた** 場合には、業務規程第179条に基づき、指導・勧告を行う。

第179条 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、法第28条の40第6号に基づき、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

- 六 本規程に基づく要請又は調整に正当な理由なく応じないとき
- 七 電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められるとき

(5)発電設備の作業同調インセンティブの懸念

- 発電設備の作業同調により発電制約が発生しなくなるときは、発電制約量売買方式が不要になるため、 作業同調を隠し、売買方式による取引を優先する懸念がある。(シート14)
- このため、広域機関は「**事前申告では運転、発電制約量売買方式の結果、同調停止」となるようなケー** スについては、広域機関の行う監視の中で注視していく。



(ケース1) Cの発電機を同調(発電制約が発生⇒定格容量比率で制約量を配分) ⇒ 必要により売買方式を実施

	作業	定格容量	制約量	インセンティブ
	同調	1		
C発電所	_	50万kW	▲75万kW	作業を同調しても制約量が 不変(追加▲25万kW)
	1	50万kW		1 × ()=31 + 2373 () 1
D発電所	_	50万kW	▲25万kW	
合 計	_	150万kW	▲100万kW	

(ケース2) 更にDの発電機も同調可能な場合(発電制約なし⇒制約量の配分なし) ⇒ **売買方式不要**

(基本ケース) 作業同調なし

	50万kW ▲25万kW 50万kW ▲25万kW 50万kW ▲25万kW		
	50万kW	▲25万kW	
C発電所	電所 50万kW ▲25万kW 50万kW ▲25万kW 50万kW ▲25万kW 電所 50万kW ▲25万kW		
	50万kW	▲25万kW ▲25万kW ▲25万kW ▲25万kW	
D発電所	50万kW	▲25万kW	
合 計	200万kW	▲100万kW	

	作業	定格容量	制約量	インセンティブ		
	同調	0	1	D発電所は同調を申告す		
C発電所	— 50万kW			ると発電制約がなくなり、		
	1	50万kW	ı	一売買方式が不要になるた 」め、同調を隠し、売買方式		
D発電所	同調	0	1	による取引を優先する懸念		
合 計	_	100万kW	_	がある。		

作業停止調整は、流通設備と発電設備の作業を同調させることにより、発電制約を回避するよう調整することが基本であり、「同調可能な発電設備を申告しない方が得」ということを回避するため、「事前申告では運転、発電制約量売買方式の結果、同調停止」となるようなケースについては、広域機関の行う監視の中で注視していく。

【事業者間調整ステップ】

- (1) 一般送配電事業者は、発電制約量を関係事業者(発電計画提出者)へ通知する。
- (2) 関係事業者は、一般送配電事業者から関係事業者リストを受領し、発電制約量や制約量の増減に係る費用などの調整を行う。
- (3) 関係事業者間で個別契約を締結するとともに、調整後の制約量を一般送配電事業者へ報告する。
- (4) 広域機関は、発電制約量売買方式による調整件名について監視を行い、事業者から再調整希望があった場合は状況を確認し、必要により再調整を依頼する。

【事業者間調整の実施時期】

翌々年度の作業停止計画における発電制約量の通知に基づき、関係事業者の希望により開始する。

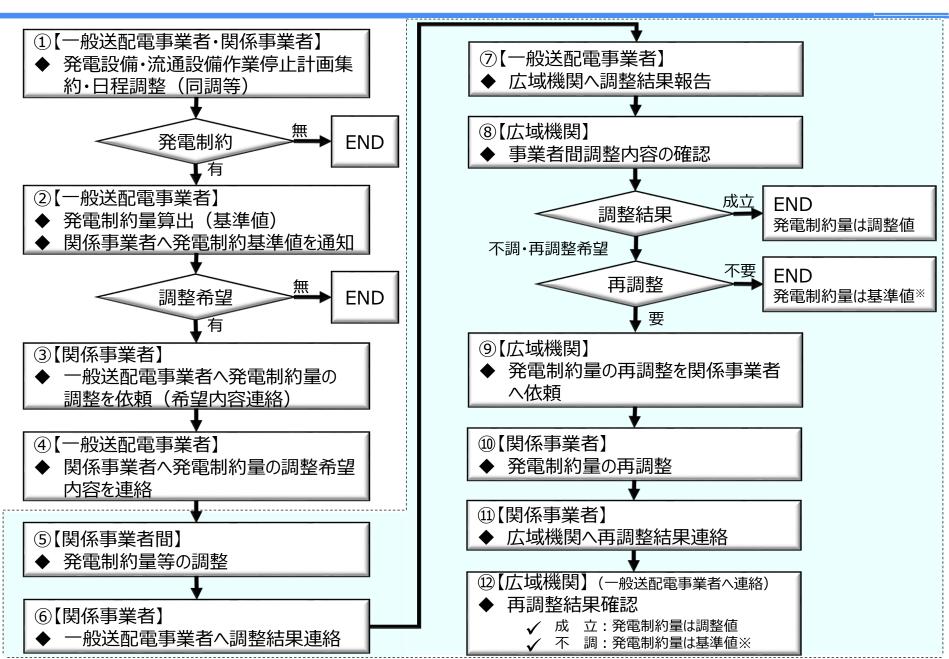
【発電制約量の変更及び決定】

- 一般送配電事業者は、過度な抑制や緊急的な抑制を回避するため、発電制約量の増減があれば、 関係事業者へ再通知する。発電制約量の通知断面は、発電制約量の変動は作業系統によって異なると 考えられるため、以下の断面を目安に、関係者と協議の上、必要に応じて断面を見直すことができる。
 - ・ 年間計画においては、月ごとに平日、土曜日、日祝日の各24点
 - ・ 月間計画においては日ごとに24点

また、発電制約量の決定は**月間計画(翌月分)が決定する20日頃を基本**とする。それ以降については、発電制約量の変動度合いに応じて、一般送配電事業者と関係事業者が協議の上、個別に決定する。

	作業停止計画	事業者間調整
第3 年度目	蓋然性の高い作業停止計画の情報を共有する。 (毎年2月中旬頃までに)	翌々年度の年間計画(原案提出)に向けて発電設備の作業計画を策定する。
翌々年度	 原案提出(10月末) 流通設備と発電設備の作業停止計画が出揃う。 調整(11月~12月末) 発電制約量を通知しつつ、作業日を調整する。 調整案提出(12月末) 調整(1月~2月中旬) 最終案の確認(2月中旬) 承認(2月下旬) 	作業日・発電制約量の通知に基づき、希望により事業者間調整を実施する。 (発電制約量は、気温や天候により需要や再エネの発電が変動することから、幅で通知することも可能。)
翌年度	計画策定プロセスは翌々年度と同様。 ・需給状況等に応じて、発電制約量を見直す。	翌年中を目途に個別契約を締結する。 個社の発電制約量を一般送配電事業者に連絡する。
翌々月	原案〜調整〜最終案提出(中旬) ・需給状況等に応じて、発電制約量を見直す。	個社の発電制約量を一般送配電事業者に連絡する。
翌月	原案〜調整〜最終案承認(20日頃) 一般送配電事業者は、翌月を基本として発電制約 量を確定する。	個社の発電制約量を一般送配電事業者に連絡する。
週間 以降	・ 発電制約量の変更について、一般送配電事業者はができる。関係事業者は個社の発電制約量を一般	は関係事業者と協議の上、需給状況等に応じて見直す <i>こ</i> と 送配電事業者に連絡する。

оссто



※一部調整成立の場合は、成立した値とする。

[[]] 広域機関の監視範囲

■ 事業者間の契約は以下の主に2パターンを想定している。

	発電制約量の売買契約	発電制約量および電力の売買契約			
概要	発電制約量に対する対価を支払い発電 (発電制約量の売買)	発電制約量の代替供給を求める (発電制約量を調達)			
イメージ図	調整前 100 75 50 1G 2G 1G 2G A社 B社 5円/kWh 10円/kWh A社はB社に 3円/kWh支払って 出力増加	調整前 同左 1G 2G A社から 8円/kWh で調達			
契約 締結者	B G単位または発電所単位 (流通作業で発電制約を受ける事業者間)	B G単位または発電所単位 (流通作業系統でない事業者とも契約可能)			
取引価格のイメージ	取引価格 ≦ 市場価格相当 – 発電単価 (3円/kWh) (11円/kWh程度) (5円/kWh)	取引価格 ≦ 市場価格相当 (8円/kWh) (11円/kWh程度)			

事業者から定格容量比率按分による発電制約量の調整希望があった場合、広域機関は、

- ① 調整を希望する事業者から提示価格と調整希望量を受領するとともに、その調整結果の報告を 受ける。
- ② 調整が不調に終わり、調整を希望する事業者から再調整の要望があった場合は、「調整を希望 する事業者から基準値からの増減希望理由」や、「その他の事業者から取引可能な価格の範囲」 などを確認する。
- ③ 電力市場や発電単価の市況価格を踏まえ、必要により再調整を依頼する。
- ④ 再調整を行っても、協議が不調となった場合は当検討会に報告する。

こうした監視を行うことで、**その他の事業者が足元を見るような価格設定をして、調整を希望する事業者が「抑制困難なため長期間停止せざるを得なくなる」ようなことを防止する**。

■ 事業者間取引の監視・再調整に必要な項目

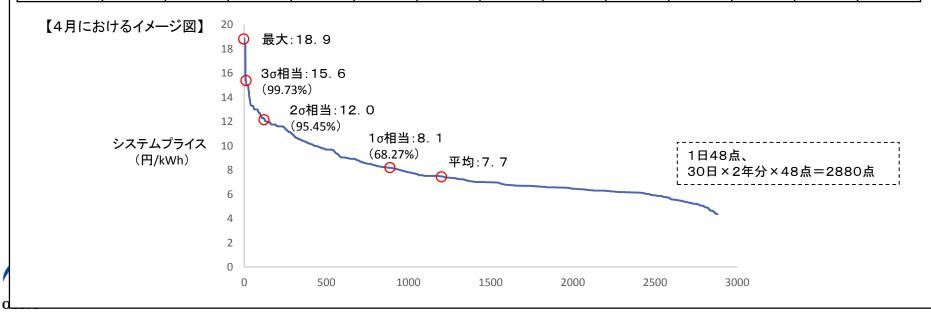
	事業者が広域機関に提出する情報						
	調整を希望する事業者	その他の事業者					
事業者間調整時	・提示価格と調整希望量	_					
調整結果報告時	・発電制約量の調整結果 ・売買価格 ・再調整希望の有無	・発電制約量の調整結果 ・売買価格					
再調整の要否確認時	・基準値からの増減希望量および理由 ・提示価格および価格設定根拠	・取引可能な価格の範囲(売りと買い の幅)及びその設定根拠					

市場価格は、スポット市場におけるシステムプライスを元に、過去の月毎実績から想定する。

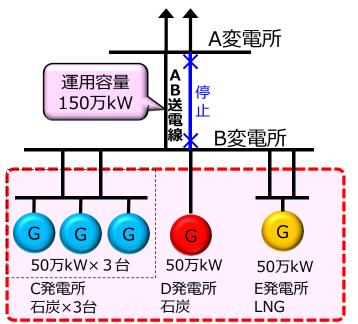
<システムプライス:過去2か年(2016~2017年度)>

(円/kWh)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
最大	18. 9	20. 0	26. 0	30. 0	40. 0	20. 0	21. 0	20. 0	26. 0	36. 1	50. 0	20. 2	50. 0
3σ相当	15. 6	13. 0	20. 0	25. 4	25. 0	18. 1	19. 5	18. 0	25. 0	32. 5	37. 3	20. 0	26. 4
2σ相当	12. 0	11. 2	12. 5	20. 0	19. 8	12. 6	12. 5	12. 0	16. 0	20. 0	21. 1	14. 3	15. 5
1σ相当	8. 1	8. 1	8. 5	10. 0	9. 9	8. 6	8. 2	9. 1	10. 5	11. 6	13. 0	10. 6	9. 7
平均	7. 7	7. 3	7. 9	9. 3	9. 3	8. 0	8. 0	8. 5	9. 9	11. 0	12. 6	9. 8	9. 1



【具体例】D発電所から発電抑制の回避要望があったケース



市況価格 │ •電力市場価格:約11円/kWh

(仮定) │・発電単価:石炭 約6円、LNG 約10円

(1) D発電所の調整希望:抑制を回避したい

	制約量(基準値)	提示価格
C発電所	▲60万kW	
D発電所	▲20万kW	D発電所は、制約量(kW*時間)に対して、 「4円/kWh」支 払う」 ことで抑制の回避を要望。
E発電所	▲20万kW	
合 計	▲100万kW	
広域機関 の監視	 ・提示価格を受領 ・D社は石炭なので、発電単価(約6円/kWh)+支払 (4円/kWh)=約10円/kWh <市場(約11円/kWh) 	

(2-1) 調整結果(成立の事例)

occ

	調整結果	広域機関の監視
C発電所	▲60万kW	・調整結果等を受領 ・E 社はLNGなので、発電 単価(約10円/kWh) ・市場価格(約11円/kWh) -受取(4円/kWh)= 約7円/kWh <発電単価 (約10円/kWh)
D発電所	▲ O万kW	
E発電所	▲40万kW	
合 計	▲100万kW	

(2-2) 調整結果(不調の事例)

広域機関の監視

・D発電所から再調整の要望があればC、E発電所の 取引可能な価格を確認

(E社の確認結果)

ケース①: 市場価格は変動するので断った。ただし、E発電所で抑制する代わりに「8円/kWh」で電気を

補填してくれるなら抑制する。⇒再調整

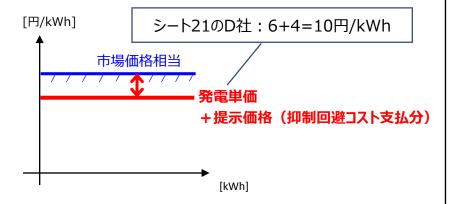
ケース②:E発電所は、LNG調達契約上、抑制不可。

⇒再調整不要

調整を希望する事業者

- ・基準値からの増減希望量および理由
- ・提示価格および価格設定根拠

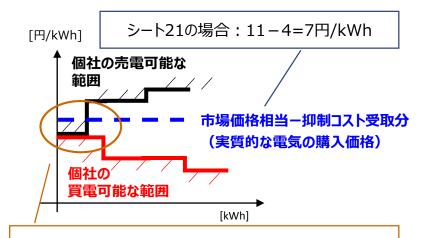
「価格設定根拠の確認イメージ】



市場価格相当と比較して、調整を希望する事業者の提示価格を上げる余地はないのかを確認する。

その他の事業者

・取引可能な価格の範囲(売りと買い)及びその設定根拠 「価格設定根拠の確認イメージ]



取引可能な買い価格との比較(シート21の例)

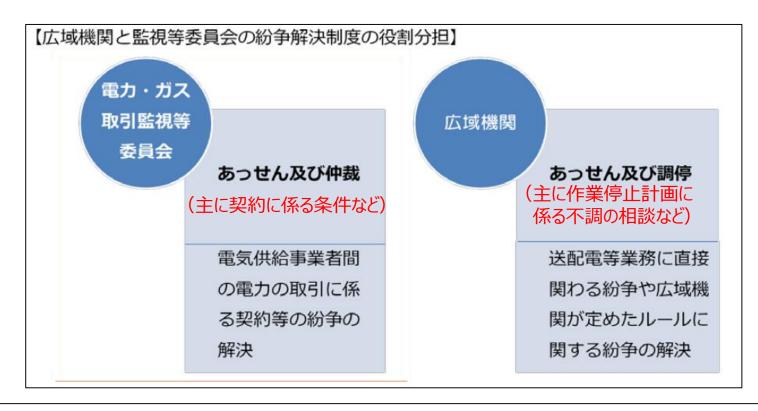
・C社の場合:6<7円/kWh (再調整不要)

・ E 社の場合: 8 > 7円/kWh (再調整依頼)

「取引可能な価格の範囲が市況とかい離していない」、 「売りと買いの幅が十分小さい」ことを確認した上で、買い価格と「市場価格相当-抑制コスト受取分」の関係 を確認する。

その結果、買い価格が「市場価格相当ー抑制コスト受取分」より高い場合は再調整を依頼する。

- 発電制約量売買契約の締結に向けた協議・調整における「負担すべき金額や条件その他の細目について当事者間の協議が調わない」などの紛争は、電気供給事業者間の電力の取引に係る協議・調整であり、電力・ガス取引監視等委員会における紛争解決制度の対象となる。
- 一方で、発電制約量売買契約に係る協議・調整は**送配電等業務指針附則第2条および作業停止** 計画調整マニュアルに基づき行われるため、広域機関の紛争解決手続の対象となる場合※がある。
 - ※「紛争の主たる論点が本機関が関与した業務の適否に関する案件」は対象外。
- 以上のことから、発電制約量売買契約に係る紛争は、その主たる論点に応じて、広域機関又は電力・ガス取引監視等委員会の紛争解決制度を利用することができる。



- 発電制約量売買方式の具体的な運用を反映した作業停止計画調整マニュアルについては、 今回の地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会の意見を反映して 策定し、8月頃を目途にパブリックコメントを実施する。
- ■発電制約量売買方式による事業者間調整は、2018年10月1日から運用開始する。 (新規の件名について適用する)

